

## I. 一般社団法人日本作業療法士協会「災害支援活動の基本理念」

一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の「災害支援活動」は、定款第4条（6）「大規模災害等により被害を受けた人の自立生活回復に向けた支援を目的とする事業」に基づいて行うものとする。

1. 災害及びその災害による被害を想定し、これらに対して可能な限り、支援体制の準備をすること
2. 被災地域のニーズに基づいて被災地域の人々の取組と主体的な活動への移行を支援すること
3. 国外の災害にあっては、本会として可能な支援を行うこと

ここでいう「災害」とは、定款上の「大規模災害等」であり、「自然災害（地震、津波、台風等による風水害、土砂災害、火山噴火等）」、「人為災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災、テロ、紛争等）」、「その他の災害」とする。これは、被災地域以外からの社会機能と生活機能の復旧・復興に援助を必要とするほどの規模で生じた深刻かつ急激な人的及び物的損失をもたらす、またはもたらすことが予測できるものをいい、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に指定された災害に限らない。

「自立生活回復に向けた支援」とは、本会が独自で支援が可能なもの及び「作業療法士として作業療法の知識と技術の専門性を活用」するもので、その対象は個人（協会員含む）のほか、被災地域の住民や医療等を支える組織等とする。